

(別添4)

改正遊漁船業法に基づく欠格事由について

1 改正の概要

(1) 趣旨・内容

これまで遊漁船業者の登録を拒否する事由、いわゆる欠格事由については、遊漁船業登録の取消処分を受けた日から2年を経過していない者、遊漁船業法や漁業法等の違反による罰金刑に処せられた日から2年を経過していない者などが設けられ、登録の申請及び更新時に不適格者を排除していました。

こうした欠格事由を設けることで、遊漁船業を営むに適当な者のみ登録を認め、利用者の安全の確保等を図ることが本登録制度の趣旨ですが、これまでの遊漁船業に関する指導等の事例の検討により、例えば、船舶安全法による罰金刑を受けた者に対し登録を取り消すべく聴聞の通知をしたところ、廃業届が提出され処分に至らなかった事案等、本登録制度の抜け穴を突くような事案などもありました。

このような事例や昨今の社会状況等を踏まえ、また、旅客船の安全対策について見直した海上運送法等の一部を改正する法律（令和5年法律第24号）の規定も参考に、改正法において、欠格事由の追加及び欠格期間の延長が行われました。

2 具体的な内容

現行の欠格事由に加え、新たに以下の者の登録を拒否するとともに、現行の欠格事由も含め、欠格期間を定めているものについてはその期間を2年から5年へと延長することとされました。

① 登録取消処分を受けた法人の密接関係者

(i) 趣旨

遊漁船業を営む法人が登録取消処分を受けた場合に、そのままでは営業が継続できないことから、当該法人がその従業員や船舶の支配関係を有する他の法人（親会社、関連会社、子会社）に営業を引き継ぎ、引き継いだ法人が新規に遊漁船業者の登録を受けることが想定されます。しかしながら、これでは、実質的に登録取消処分を受けた不適切な遊漁船業者が登録を受けるのと同じです。

このため、利用者の安全性の確保等の観点から、こうした形で不適切な法人が参入することを防止するため、今回、登録取消処分を受けた法人の密接関係者を欠格事由に追加されました（改正法第6条第1項第3号）。また、登録・更新を受けようとする法人は、申請の際、密接関係者の中に登録取消処分を受けてから5年を経過していない者がいないことを誓約する書面を添付書類として提出することとされました（改正法第4条第2項第1号）。

(ii) 密接関係者の定義

密接関係者の定義は、以下のとおりです。（新規則第7条）。

ア 親会社等：以下に該当する者で登録申請者の意思決定に関与している者

- ・登録申請者の議決権の過半数を所有している者（株式会社）
- ・登録申請者の資本金の1/2を超えて出資している者（持分会社）
- ・事業方針の決定に関して、上記と同様以上の支配力を有していると認められている者

- イ 関連会社：以下に該当する者で登録申請者の親会社等が意思決定に関与している者
- ・親会社等の議決権の過半数を所有している者（株式会社）
 - ・親会社等が資本金の1/2を超えて出資している者（持分会社）
 - ・事業方針の決定に関して、上記と同様以上の支配力を有していると認められている者
- ウ 子会社等：以下に該当する者で登録申請者がその意思決定に関与している者
- ・登録申請者が議決権の過半数を所有している者（株式会社）
 - ・登録申請者が資本金の1/2を超えて出資している者（持分会社）
 - ・事業方針の決定に関して、上記と同様以上の支配力を有していると認められている者

② 処分逃れのための廃業をした者及びその役員

(i) 趣旨

現行制度において、登録取消処分を受けた場合、2年間は再登録ができませんが、立入検査を受けた登録事業者が、登録取消処分を受けるまでに廃業を届け出れば、登録取消処分を逃れ、欠格事由に該当しない者でいられ、すぐに再登録をすることができます。このように処分逃れのために廃業した後に再登録ができる現状は、取消処分を受けるような者を欠格にする現行制度の実効性を不十分にしており、今回の改正で、立入検査後や聴聞の通知後に廃業し、結果として処分を逃れた場合についても、新たに欠格事由として規定されました。また、この場合の欠格期間は、廃業の届出から5年間です。

(ii) 具体的な内容

以下に該当する者が欠格となります。

ア 改正法第29条第1項の規定による検査が行われた日から聴聞決定予定日（当該検査から10日以内に当該検査を受けた遊漁船業者に聴聞を行うかどうか決定する日として通知される当該検査日から60日以内の特定の日）までの間に相当の理由なく（※）廃業した場合については、当該遊漁船業者について、廃業の届出の日から5年間を欠格とする（改正法第6条第1項第5号）。

イ 聴聞の通知があった日から登録取消処分をする又はしないことを決定する日までの間に相当の理由なく（※）廃業した場合については、当該遊漁船業者及び当該遊漁船業者の役員（聴聞の通知があった日の前60日以内に役員であった者）について、廃業の届出の日から5年間を欠格とする（改正法第6条第1項第4号及び第6号）。

※ 相当の理由がある場合としては、高齢や長期の病気療養等で事業継続が困難なため廃業する場合等が想定されています。

③ 船員法に違反し罰金刑に処せられた者

(i) 趣旨

遊漁船の利用者の安全を確保していくためには、遊漁船に適切な資格や訓練を受けた者が乗り組むことが重要です。船員法には、一定の船舶においては、「旅客の避難に関する教育訓練その他の航海の安全に関する教育訓練」を受けた者でないと乗り込むことができない等の規定があり、こうした規定を遵守できる者に限って遊漁船業の登録を認めることが、今回の法改正の趣旨に照らして適当であることから、今回、新たに船員法の一部規定に違反し罰金刑に処せられた者について、欠格事由に追加され、欠格期間は5年間とされました（改正法第6条第1項第9号）。

(ii) 具体的な内容

以下の船員法の規定に違反し、罰金刑に処せられた場合が5年間の欠格となります。

- ア 航海当直部員として船員手帳に証印がある者を乗り組ませる旨の規定(船員法第117条の2)
- イ 危険物等取扱責任者を乗り組ませる旨の規定(船員法第117条の3)
- ウ 特定海域運航責任者を乗り組ませる旨の規定(船員法第117条の4)
- エ 救命艇手の選任に関する規定(船員法第118条)
- オ 旅客の避難に関する教育訓練その他の航海の安全に関する教育訓練を受けた者のみを乗り組ませる旨の規定(船員法第118条の2)
- カ 高速船に船舶の特性に応じた操船に関する教育訓練航海の安全に関する教育訓練を受けた者のみを乗り組ませる旨の規定(船員法第118条の3)
- キ 小型船舶に船舶の航行する海域の特性に応じた操船に関する教育訓練その他の航海の安全に関する教育訓練を受けた者のみを乗り組ませる旨の規定(船員法第118条の4及び第118条の5)

④ 暴力団員、暴力団員でなくなってから5年を経過しない者及びこれらの者がその事業活動を支配する者

(i) 趣旨

反社会的勢力による密漁等を防ぐ観点から、これまでも水産業界においては、平成19年の水産業協同組合法(昭和23年法律第242号)の改正、平成30年の漁業法(昭和24年法律第267年)の改正において、暴力団員等を欠格者として位置付ける等の制度面での対応を進められてきました。

今回の改正法においても、これまでの取組を踏まえ、遊漁船業が反社会的勢力による資金獲得や密漁の隠れ蓑となることを防止するため、暴力団員等であることを欠格事由に追加されました。登録・更新を受けようとする者は、以下の(ii)アからウまでに該当しないことを誓約する書面を添付書類として提出しなくてはなりません(改正法第4条第2項第1号)。

(ii) 具体的な内容

以下に該当する者が欠格となります。

- ア 暴力団員(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第6号に規定する暴力団員)(改正法第6条第1項第10号)
- イ 暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者(改正法第6条第1項第10号)
- ウ ア及びイがその事業活動を支配する者(改正法第6条第1項第13号)

⑤ 業務規程が農林水産省令に定める基準に適合していない者

(趣旨)

遊漁船業者が、利用者の安全を確保した適正な業務運営を行うかどうかについては、各遊漁船業者が作成する業務規程において、適正な業務運営に必要な内容が適切に記載されていることが重要であるものの、これまでは、業務規程は登録後に都道府県知事に届出をすればよいこととされており、登録申請の時点で都道府県が確認する仕組みにはなっていませんでした。

遊漁船業の安全性向上を図るため、改正法では、業務規程を登録申請時に添付書類として提出させることとし（改正法第4条第2項第2号）、都道府県知事が、登録申請の審査の中で、業務規程のうち利用者の安全及び利益の保護に関する部分を審査し、一定の基準（※）に満たない場合には登録を拒否することとされました。

※ 具体的な基準については、別添2「改正遊漁船業法に基づく業務規程について」に記載しています。

3 欠格事由の追加に係る経過措置について

改正法により、従来の欠格事由の期間が2年から5年に延長されたほか、追加された欠格事由もあるが、これらに該当する事業者については、遊漁船業の登録を行い、遊漁船業を営むことを拒否されるほどの悪質性を持つ事業者であるから、経過措置により利益を保護する必要性に乏しく、よって特段の経過措置は設けられていません。

4 制度改正後の欠格事由一覧

令和6年4月1日以降の遊漁船業法上の欠格事由は以下のとおりです。

- ① 登録取消処分を受けてから5年以内である者
- ② 登録取消処分を受けた法人の役員（※当該登録取消処分のあった日30日以内に役員であった者）で当該登録取消処分を受けてから5年以内である者
- ③ 密接関係法人が登録取消処分を受けた法人で、当該登録取消処分から5年以内である法人
- ④ 処分逃れのために廃業をしてから5年以内である者（法人及び法人の役員を含む）
- ⑤ 事業停止命令中である者
- ⑥ 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなつてから5年以内である者
- ⑦ 遊漁船業法、船舶安全法（昭和8年法律第11号）、船舶職員及び小型船舶操縦者法（昭和26年法律第149号）、漁業法（昭和24年法律第267号）、水産資源保護法（昭和26年法律第313号）若しくはこれらの法律に基づく命令（漁業法第119条第2項又は水産資源保護法第4条第1項に基づく都道府県知事が定める規則を含む。）又は船員法の規定に違反し、罰金刑に処せられ、その執行から5年以内である者
- ⑧ 暴力団員又は暴力団員でなくなった日から5年以内である者
- ⑨ ①、②、④～⑧、⑩に該当する法定代理人
- ⑩ ①、②、④～⑧に該当する役員がいる法人
- ⑪ ⑧の者がその事業活動を支配する者
- ⑫ 遊漁船業務主任者を選任していない者
- ⑬ 利用者の生命又は身体について損害を生じ、その被害者に対しその損害の賠償するための適切な填補限度額の保険契約又は共済契約に加入していない者
- ⑭ 業務規程（利用者の安全の確保及び利益の保護に関する事項に係る部分に限る。）が農林水産省令で定める基準に適合していない者